

SATO社会保険労務士法人 NEWS LETTER



2017年6月号 (No.81)

「一億総活躍社会」の実現を目指す安倍政権は、「働き方改革」を、その実現のための最大のチャレンジと位置づけています。今号では、「働き方改革」の主軸となる長時間労働の是正に向けた動きを取り上げます。

今月のテーマ

1. 2020年にも残業時間公表義務付けへ
2. 時間外労働の上限規制の導入について
3. 月変と年間保険者算定に関するあっせん
4. ルクセンブルクとの社保協定

1. 2020年にも残業時間公表義務付けへ

2017年5月18日(木)の日経新聞に、以下の記事が掲載されました。

厚生労働省は2020年にも従業員の残業時間の公表を大企業に義務付ける。企業は月当たりの平均残業時間を年1回開示するよう求められ、従わなければ処分を受ける。それぞれの企業の労働実態を外から見えやすくし、過度な長時間勤務を未然に防ぐ狙いがある。

労働実態を見えやすくする	
内容	・ 月平均の残業時間
対象	・ 約1万5000社 (従業員数301人以上) ・ 中小企業は「努力義務」
場所	・ 企業HPか厚労省データベース
罰則	・ 行政指導・勧告、 ・ 最大20万円の「罰金」
時期	・ 2020年にも

以上 日経新聞 2017年5月18日版1面掲載記事より抜粋

2. 時間外労働の上限規制の導入について

3月17日、日本労働組合連合会(連合)と日本経済団体連合会(経団連)の両団体は、罰則付きの時間外労働の上限規制導入に合意しました。今年度(2017)中には関連法案が提出される見通しです。

時間外労働の上限規制等に関する政労使提案

原則

- ◆ 週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を課す。

特例

- ◆ 臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(=月平均60時間)とする。
- ◆ かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が增加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。
- ◆ この上限については、
 - ① 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで80時間以内を満たさなければならないとする。
 - ② 単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。
 - ③ 加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

ブラック企業一覧の公表、残業時間の公表義務付け、そして残業時間の上限規制へと、就労実態の見える化が求められ、適切な労務管理がますます重要になります。



企業にとって負担増となるのは免れませんが、来たる法改正に備えて、労働時間の見直しや職場環境の改善など準備を進める必要がありそうです。



3. 月変と年間保険者算定に関するあっせん

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、平成29年3月24日、報酬月額算定の特例の見直しを厚生労働省にあっせんしました。

(行政相談の要旨)

私と同僚は同じ部署で給与も同じであったが、同僚は平成26年1月1日に定期昇給し、私は、同年4月1日に定期昇給があった。同年7月に健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の保険料の見直しが行われた際、同僚は、「定時決定」が行われて、これまでと同じ標準報酬月額とされた。しかし、私は、同年4月1日に定期昇給があったため、「随時改定」が適用され、これまでよりも高い標準報酬月額となり、同僚よりも保険料が2万円以上高くなってしまった。

定期昇給時期の違いにより標準報酬月額が著しく変動することのないようにしてほしい。

(あっせん要旨)

厚生労働省は、保険料を負担する者の負担の公平性を図る観点から、報酬実態に即した標準報酬月額とするため、随時改定においても年間の報酬の月平均額との比較により標準報酬月額を算定することができるよう、報酬月額の算定の特例を見直すことについて検討する必要がある。

総務省の求めに応じて厚生労働省がこのあっせんに基づく改善措置を講じた場合、報酬実態に即した標準報酬月額の決定が行われるようになる可能性があります。



ルクセンブルク社保協定

平成29年5月15日、「社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われました。これにより、日本国とルクセンブルク大公国との協定は平成29年8月1日に効力を生ずることになります。

- ◇ この協定にかかる各種申請は平成29年8月1日より受付可能になります。
- ◇ 各種申請書や注意事項等については6月下旬頃日本年金機構のホームページに掲載される予定です。



第5回 HR EXPO

会期： 2017年7月26日(水)～28日(金)
会場： 東京ビッグサイト

日本最大750社が集結！
「労務管理」「教育・研修」「採用支援」をはじめとした、あらゆる人事支援サービスが一堂に出展します。

SATO GROUPからは、SATO行政書士法人、SATO社会保険労務士法人、日本社会保険労務士法人が出展します！
ご来場をお待ちしています！！



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
Tel: (03) 6831-3310